

個別注記表

〔 自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日 〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法によっております。

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。但し、2016 年 4 月以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。主な耐用年数は、建物附属設備 15～18 年、器具及び備品 5～10 年であります。

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

④ 引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務（自己都合退職による要支給額）を計上しております。

役員退職慰労引当金 …………… 役員に対する退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 消費税等の処理方法 …………… 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

繰延税金資産

719,706 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 30 年 2 月 16 日）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

計上にあたっては、将来の事業計画に基づき一時差異等加減算前課税所得を見積っており、商品価格や需給バランス等の市況推移の見込を主要な仮定としております。

これらの見積りは将来の不確実な経済環境や会社の経営状況の変化により影響を受け、将来の課税所得の結果が見積りと異なった場合には繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	51,090	千円
関係会社に対する金銭債権債務		
売掛金	18,838,170	千円
買掛金	24,117,299	千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引

営業収益(手数料収入)	1,120,692	千円
販売費及び一般管理費	170,454	千円

(2) 還付法人税等

サウジアラビア税務当局からの過年度源泉税還付	3,000,081	千円
------------------------	-----------	----

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	5,680,000	株
------	-----------	---

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	1,846,000	325	2024年12月31日	2025年3月26日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	39,354	
役員退職慰労引当金	19,826	
退職給付引当金	16,307	
サジプラスチック加工技術訓練校経費	661,403	
資産除却債務	8,510	
その他	4,106	
繰延税金資産小計	749,508	千円
評価性引当額	△ 29,802	
繰延税金資産合計	719,706	千円

繰延税金負債

	-	
繰延税金負債合計	-	千円
繰延税金資産純額	719,706	千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ・ 当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等を利用し、資金調達については短期的な銀行借入によっております。
- ・ 売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従って与信管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注)2参照)。

(千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	1,346,531	1,346,531	—
売掛金	22,287,100	22,287,100	—
未収入金	22,805	22,805	—
貸付金	9,500,000	9,500,000	—
買掛金	24,794,976	24,794,976	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- ・ 現金及び預金、売掛金、未収入金、貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・ 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 市場価格のない株式等

科目	貸借対照表計上額
関連会社出資金	51,472,853 千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社

種類	会社等の名称	住所		資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業		議決権等の所有 (被所有) 割合
その他 の関係会 社	三菱商事(株)	東京都千代田区		204,446 百万円	総合商社		(被所有) 直接33.34%
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		兼任4名	当社商品 の売上	手数料収入	1,120,692	売掛金	18,838,170
				仕入代金 の立替払い	77,559,095	-	-
-	-			買掛金	532,965		

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、価格その他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 関連会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
関連会社	EASTERN PETROCHEMICAL COMPANY (シヤルク社)	サウジアラビア王国 アルジュバール市	18.9 億 サウジリアル	ポリエチレン(PE)及び エチレングリコール(EG) の製造	(所有) 直接50%		
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
兼任4名	同社製品 の仕入	回収代行	84,258,923	買掛金	23,584,334		

取引条件及び取引条件の決定方針等

同社製品については、当社との共同出資者であるサビック社と当社で引き取っております。取引条件は、市場価格を勘案した上でサビック社と当社共に同一条件により決定しております。

(3) その他の関係会社の子会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
その他の 関係会社 の子会社	IVICT Europe GmbH	ドイツ デュッセルドルフ市	16,000 千 ユーロ	総合商社	-		
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		-	当社商品 の売上	手数料収入	75,318	売掛金	1,256,836
		仕入代金 の立替払い	6,157,720	-	-		

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、価格その他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
その他の 関係会社 の子会社	三菱商事 フィナンシャル サービス(株)	東京都千代田区	2,680 百万円	三菱商事(株)及び 三菱商事グループ各社 からの財務・経理・ 審査業務受託、 グループファイナンス他	-		
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
-	当社資金 の運用	当社資金 の運用	7,230,769	貸付金	9,500,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の資金運用については、市場金利等を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	10,599 円 80 銭
1株当たりの当期純利益	321 円 97 銭

10. 収益認識に関する注記

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または、充足するにつれて）収益を認識する

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財またはサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しております。なお、本人と判断する指標として以下の3点を考慮しております。

- ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への特定された財又はサービスの移転の後に、当社が在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において、当社に裁量権がある。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転により当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額です。

当社は、主に石油化学製品がその製造会社である他の当事者によって顧客に提供されるように手配する履行義務を負っており、当該履行義務の充足時点、すなわち製品が顧客に提供されるように手配が完了したと認められる時点で収益を認識しております。

11. その他の注記

売掛金残高及び買掛金残高には、それぞれ、当社による顧客の仕入代金の立替払い残高及び未払立替金残高が含まれております。